

八王子市定期借地権利用による整備促進特別対策事業補助金交付要綱

平成 28 年 3 月 24 日 施行

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護施設等の整備を促進するため、東京都が定める「定期借地権利用による整備促進特別対策事業補助金交付要綱」に基づき交付される補助金を財源の全部又は一部として、市が予算の範囲内で交付する補助金について、「補助金等の交付の手續等に関する規則」(昭和 35 年八王子市規則第 19 号。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、介護施設等を整備する者から用地確保のための定期借地権設定に際して土地所有者に支払われた一時金(賃料の前払いとして授受されたものに限る。)の一部を補助し、もって事業の円滑な執行を図ることを目的とする。

(補助対象事業者)

第3条 この補助金の対象となる事業者(以下「補助対象事業者」という。)は、別表第 1 欄に掲げる対象施設等を市内に設置する事業者とする。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費は、別表第 1 欄の施設を市内に設置する事業者に対し、当該施設等用地確保のための定期借地権設定に際して土地所有者に支払われた一時金(賃料の前払いとして授受されたものに限る。)とする。

(補助対象外)

第5条 次に掲げる場合は、この要綱に基づく事業の対象としない。

- (1) 保証金として授受される一時金である場合
- (2) 定期借地権の設定期間が 50 年未満の契約に基づき授受される一時金である場合
- (3) 定期借地権契約の当事者が利益相反関係とみなされる場合
- (4) 他の補助制度等により現に経費の一部又は全部に補助を受けている場合

(補助額の算定)

第6条 補助金の交付額は、別表の第 2 欄に定める交付基準単価により算出した額と、第 4 欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に、第 3 欄に定める補助率を乗じて得た額とする。ただし、算出した額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「補助申請者」という。)は、八王子市定期借地権利用による整備促進特別対策事業補助金交付申請書(第1号様式、以下「申請書」という。)に必要な書類を添えて、別に定める期限までに市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、申請書及び関係書類の審査等を行い、補助金を交付することが適当であると認めるときは、別表に定めるところにより補助金額を決定し、八王子市定期借地権利用による整備促進特別対策事業補助金交付決定通知書(第2号様式)により補助申請者に通知するものとする。

2 市長は、前条の交付申請を受け、補助金を交付することが不適当であると認めるときは、補助金の不交付を決定し、八王子市定期借地権利用による整備促進特別対策事業補助金不交付決定通知書(第3号様式)により補助申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第9条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた補助申請者(以下「補助決定者」という。)に対して別記の補助条件を付するものとする。

(事業完了の報告)

第10条 補助決定者は、補助事業が完了(中止等を含む。)したときは、八王子市定期借地権利用による整備促進特別対策事業補助金完了報告書(第4号様式。以下「完了報告書」という。)に必要な書類を添えて市長に報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による完了報告を受けたときは、完了報告書等の審査等を行い、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、八王子市定期借地権利用による整備促進特別対策事業補助金額確定通知書(第5号様式)により補助決定者に通知するものとする。

(是正のための措置)

第12条 市長は、前条の規定による完了報告書等の審査等を行った結果、補助金の交付決定の内容及び通知に付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業について、これに適合させるための措置をとることを命じることができる。

2 補助決定者は、これを受け是正措置をとった後、完了報告書(必要な書類を含む。)を直ちに再提出するものとする。

(補助金の請求)

第13条 補助決定者は、前条の規定による補助金額確定通知を受けたときは、所定の期日までに請求書(第6号様式)により補助金の交付を市長に請求しなければならない。

(補助金の交付)

第14条 当該補助金は、東京都からの補助金の交付額が確定された後に交付するものとする。

ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を概算払により交付することができる。

(補助金の返還等)

第15条 補助決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその全部若しくは一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 補助対象事業者でなくなったとき。
- (2) 補助条件に違反したとき。
- (3) 補助事業の施行が不正又は不相当と認められるとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(暴力団等の排除)

第16条 八王子市暴力団排除条例(平成23年12月15日条例第23号。)に規定する暴力団等については、この要綱に基づく補助金の交付対象としない。

2 前項に規定する暴力団等の確認は、表明・確約書(第7-1・2号様式)により行うものとし、市長は補助申請者に補助金交付申請時に提出させるものとする。

(関係帳簿等の備付け等)

第17条 補助決定者は、補助事業の状況、費用の支出その他補助事業に関係する書類又は帳簿(以下この条において「関係帳簿等」という。)を備えておかなければならない。

- 2 補助決定者は、関係帳簿等を補助事業の年度終了後5年間保管しておかなければならない。
- 3 市長は、必要に応じて関係帳簿等を検査することができる。

(雑則)

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別途定める。

附 則

この要綱は、平成28年3月24日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

別表

1欄 対象施設	2欄 交付基礎単価	3欄 補助率	4欄 対象経費
定員30人以上の広域型施設等 特別養護老人ホーム 介護老人保健施設 ケアハウス(特定施設入所者生活介護の指定を受けるもの) 養護老人ホーム	当該施設等を整備する用地に係る国税局長が定める路線価の2分の1。ただし、10億円を限度とする。	10/10	定期借地権設定に際して授受される一時金であつて、借地代の前払いの性格を有するもの(当該一時金の授受により、定期借地権設定期間中の全期間又は一部の期間の地代の引下げが行われていると認められるもの)
定員29人以下の地域密着型施設等 地域密着型特別養護老人ホーム 小規模介護老人保健施設 小規模ケアハウス(特定施設入所者生活介護の指定を受けるもの)		1/2	
認知症高齢者グループホーム			
小規模多機能型居宅介護事業所			

別記(第9条)

補 助 条 件

- (1) 補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄附金等の資金提供を受けてはならない。
ただし、共同募金会に対してなされた指定寄附金を除く。
- (2) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合で、市長が必要と認めるときは、その収入の全部又は一部を市に納付すること。
- (3) 補助決定者は、定期借地権契約が借地権の存続期間の満了前かつ賃料の前払いとしての一時金充当期間の終了前に解約された場合に土地所有者が一時金のうち未充当期間相当額を借地権者である補助決定者に返還する旨、定期借地権契約書に定めなければならない。
- (4) 補助決定者は、市長若しくはその委任を受けた者又は監査委員の監査に応じなければならない。
- (5) 補助決定者がこの要綱に定める条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を市に納付させることがある。
- (6) 次の(ア)から(ウ)までのいずれかに該当するときは、補助事業者はあらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、(ア)又は(イ)に掲げる事項のうち軽微なものについてはこの限りではない。
 - (ア) 事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
 - (イ) 事業の内容を変更しようとするとき。
 - (ウ) 事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
- (7) 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由及び遂行の見通しその他必要な事項を書面により市長に報告し、その指示を受けなければならない。